

会 議 録

1 会議名

平成27年度第2回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題（全て公開）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）
- (2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）
- (3) 特定個人情報保護評価について（諮問）
- (4) 個人情報保護制度に関わる条例の制定及び改正について（諮問）
- (5) その他

3 開催日時

平成27年6月23日（火） 午後1時30分から午後4時15分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局 402会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：大森康正（会長）、竹山貞子（副会長）、青木隆之、池田明、梅澤圓了、齋藤久美子、高橋邦夫、原野聖子
- ・ 事務局：総務管理課 勝俣課長、松崎副課長、大友係長、小菅係長、工藤主任、西山主事

8 発言の内容（要旨）

議題(1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

【大森会長】

「1 閲覧資料管理業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料3ページ及び4ページの「閲覧資料管理業務（社会教育課 高田図書館、直江津図書館）【業務登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求める。

【原野委員】

貴重資料等の閲覧はこれまで行われていなかったのか。

【大友係長】

行われていたが、住所までは記入してもらっていなかった。紛失等の防止のために取扱いを変更するものである。

【青木委員】

記入事項として住所を追加するとのことであるが、身分証明書の確認はするのか。

【大友係長】

貸出カードの作成の際には本人確認をするが、閲覧申請の際にはそこまではしていない。

【青木委員】

記載内容が偽りであっても分からないということか。

【西山主事】

図書館としては、記載された内容により判断することとしている。

【原野委員】

本人確認はすべきではないかと思う。

【大友係長】

意見は図書館に伝える。

【梅澤委員】

貸出カードを作る際の個人情報の収集については、これとは別の登録になるのか。

【大友係長】

既に別の業務登録で登録済みである。

【大森会長】

身分証明書は、提示のみの場合でも個人情報の収集に当たるのか。

【大友係長】

コピーを取れば、業務登録が必要な個人情報の収集となる。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、本人確認の必要性について図書館に意見は伝えることとして、諮問どおり答申することで委員全員の下承を得る。続いて「2 都市ガス販売促進活動」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料5ページ及び6ページの「都市ガス販売促進活動（ガス水道局営業保安課）【業務登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【青木委員】

都市ガスの消費量が減少傾向にあるのは、電気など他のエネルギーに取って代わられているということか。

【大友係長】

他の燃料への転換のほか、人口減少や省エネ意識の定着などが原因と考えられる。

【青木委員】

電気パネルなどは別に推進しているのか。

【大友係長】

都市ガスの販売はガス水道局が行っているが、全庁的には、自然エネルギーの利用について補助金制度を設けるなど、一定程度推進している。

【梅澤委員】

世帯が息子と別になっている二世帯住宅のような世帯では、どちらをターゲットとするのか。親の方に訪問しても息子世帯のことは分からないこともある。

【大友係長】

訪問は世帯ごとに行うので、一緒に住んでいる家族の情報を把握する。

【梅澤委員】

家族構成を聞く場合は、別の家族も含まれることになるのか。

【大友係長】

一緒に住んでいるのであれば、その家族の情報も含まれる。

【齋藤委員】

訪問活動とのことであるが、詐欺等に対してみんな警戒すると思うので、果たして成果が得られるのか疑問である。事前に広報に載せるなどして周知を図ってもよいのではないか。

【竹山副会長】

一人暮らしの人など、来訪者があっても出ない人もいるし、かえって不信感をあおるおそれがある。役所を語る詐欺の手口は最近多い。もう少し違う方法はないものか。

【大友係長】

一つには、これまで法人等への訪問活動をしてきて、それを個人に拡大しようという経緯がある。誤解に対する懸念があることは、担当課に伝えたい。

【原野委員】

人件費も考慮すると、市の封筒で都市ガスに関する案内を送付して、希望者のみ指定された日時に訪問すれば怪しまれないのではないかと思う。

【竹山副会長】

日中在宅していることが多い高齢者に対しては、知らない人は自宅に入れないこと、玄関の戸を開けないことと、消費生活サポーターとして指導している。また、高齢者が説明を聞いてもよく分からないと思う。市の職員が勤務時間中に訪問して本当に効果が得られるのか、疑問である。

【高橋委員】

個人情報保護の観点から、手続について検討を要すると思う。広報に載せれば、むしろ悪用されるおそれがある。収集する個人情報の項目の中で、「性別」は何に必要なのか。また、「使用量」、「消費機器」などの用語が曖昧で、分かりにくい。

【大友係長】

「消費機器」は、燃料の種類、例えばガスなのか、電気なのか、ということである。

「使用量」については、エネルギーの使用量を意味する。

【西山主事】

担当課に確認したところ、「性別」を収集する必要はないとのことである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、収集する個人情報の項目から「性別」を削ることのほかは諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「3 相談業務」について事務局に説明を求める。

【工藤主任】

資料7ページ及び8ページの「相談業務（市民課）【外部提供】」について、資料に沿って説明を行う。

【高橋委員】

説明を聞いて分かったが、資料を見ても何のことを言っているのか分からなかった。過去にうまく対応できないことがあったために、相談の概要を把握したいということか。

【工藤主任】

そうである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「4 歴史公文書保存活用業務」について事務局に説明を求める。

【工藤主任】

資料9ページから11ページまでの「歴史公文書保存活用業務（総務管理課）【外部提供】」について、資料に沿って説明を行う。

【竹山副会長】

提供はずっと続くのか。

【工藤主任】

提供自体は、8月に一度来所して必要な部分を閲覧し、又は複写するのみの予定である。

【原野委員】

大学のプライバシーポリシーは、確認済みか。

【工藤主任】

確認済みである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「5 暮らし応援商品券保管、封入及び配送業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料13ページ及び14ページの「暮らし応援商品券保管、封入及び配送業務（福祉課）【業務委託】」について、資料に沿って説明を行う。

【竹山副会長】

商品券は、市内のどこでも使用できるのか。

【大友係長】

参加店舗のみで使用できる。

【竹山副会長】

商品券を使用することで、低所得者であることが分かってしまうなどの懸念はないか。

【大友係長】

低所得世帯か子育て世帯のいずれかに該当するということは分かる。

【梅澤委員】

運送業者に委託するが、プライバシーについての取決めなどの確認はしてあるか。

【大友係長】

13ページに記載された委託条件により委託することとしている。

【高橋委員】

契約書に盛り込むということは分かったが、再委託する懸念もあるし、万が一漏えいした場合の罰則等についても盛り込まれるのか。

【大友係長】

特定の人しか業務に従事できない旨の条件がある。漏えいがあった場合の対応としては、損害賠償が考えられる。

【齋藤委員】

契約で禁止するにしても、完全に正しく扱われたかどうかの確認は難しいのではないか。もう少し疑ってかかるというか、性悪説の立場に立ってはどうか。不安が残る。

【大友係長】

取り扱う個人情報の内容は、必要最小限にしている。また、仮に漏れた場合は、その業者にとって社会的制裁にもなる。

【勝俣課長】

市は基本的に再委託を禁止している。また、契約の相手方となる業者は審査を経ているので、一定の信頼はできると考えている。

【梅澤委員】

契約条項に再委託の禁止を入れてもらえばよい。

【原野委員】

「決定内容」は、金額のみか。低所得世帯である旨も記載されるのか。

【大友係長】

交付の事由までは記載しない。

【齋藤委員】

しかし、どういう世帯が対象になるかは周知されるのであろう。それが完全に分からない状態で使用してもらうことはできないということか。

【大友係長】

そうである。どうしても知られたいくなければ、使わないという選択肢はある。

【竹山副会長】

ビザカードのように、いくら使っても分からないようにはできないのか。この商品券では、受け取る店舗側に世帯の状況が分かってしまう。

【原野委員】

しかし、地域の活性化を目的としている制度であるから、現金など誰でも使えるものであると、目的が達成できない。

【大友係長】

家族は使用できるが、第三者の使用は認めていないので、ある程度推測はできることになる。

【勝俣課長】

当市の半分くらいの世帯が該当するので、過度に懸念することはないであろう。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の下承を得る。続いて「6 頸動脈エコー検査業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料15ページ及び16ページの「頸動脈エコー検査業務（国保年金課）【業務委託】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の下承を得る。続

いて「7 食育のポスターコンクールに関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料17ページから20ページまでの「食育に関するポスターコンクール業務（農村振興課）【業務登録】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【高橋委員】

この件については、学校教育課や保育課との連携が必要と思われる。また、このような表彰では学年も公表されるのが通例であるが、提供する項目に「年齢」は不要か。

【大友係長】

学年も含めて「学校名」としている。また、募集の周知などは学校教育課又は保育課を通じて行う。

【齋藤委員】

募集の際に電話番号まで必要か。

【大友係長】

表彰する際の連絡を想定している。

【齋藤委員】

表彰の対象者のみ学校を通じて聞けばよいのではないか。また、保護者が同意しない場合は、応募できないのか。

【高橋委員】

表彰する人についてのみでなく、応募者全員から収集するのか。

【大友係長】

外部に公表する情報は19ページ及び20ページの外部提供であり、募集の際に収集する情報は17ページ及び18ページの業務登録である。

【原野委員】

賞品として何がもらえるのか。

【大友係長】

受賞者の副賞として図書券など、応募者全員に参加賞としてクリアファイルなどである。

【原野委員】

賞品を応募者に直送するのであれば、住所は必要なのではないか。

【大友係長】

詳細は未定であるが、そういうことも想定して、この諮問をさせていただいている。

【原野委員】

学校経由で送ることになった場合は、収集する権限はあるが収集しないことになるのか。

【勝俣課長】

表彰式の案内を送付したりするのに必要と思われる。

【原野委員】

住所を収集する対象は、応募者全員か。

【勝俣課長】

そうである。

【梅澤委員】

収集や提供について、子どもに同意を得るのか。未成年の同意は法的に有効なのか。

【原野委員】

事実行為であるので、さほど厳密に詰めなくてよいであろう。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「8 ガス水道料金システムサーバー設置に関する業務」について事務局に説明を求める。

【工藤主任】

資料21ページから24ページまでの「ガス水道料金システムサーバー設置業務（ガス水道局営業保安課）【コンピュータ結合】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「9 個人番号の指定及び通知に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料25ページから32ページまでの「住民基本台帳業務（市民課）【業務登録変更】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「10 放課後児童健全育成に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料33ページから40ページまでの「放課後児童健全育成事業（学校教育課）【業務登録変更】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「11 空き家等対策に関する業務」について事務局に説明を求める。

【工藤主任】

資料41ページから46ページまでの「空き家等対策業務（建築住宅課、税務課、危機管理課、自治・地域振興課、生活環境課、都市整備課、道路課、河川海岸砂防課）【業務登録変更】」ほか4件について、資料に沿って説明を行う。

【齋藤委員】

空き家は増加傾向にあるのか。

【勝俣課長】

増加傾向にあり、当市においては推計で約9,000棟の空き家がある。

【齋藤委員】

町内にも空き家があるが、中には親戚が時々来て適切に管理されている空き家もある。その空き家が危険なのかそうでないのかなどの情報を地域住民がつかむ方法はあるのか。

【勝俣課長】

市民からの情報提供等を基に、職員が現場の調査を行い、危険な空き家を把握している。

【青木委員】

活用促進というのは、所有者から許可をもらって、市が情報を発信するということか。

【勝俣課長】

そうである。中山間地域における空き家を活用した移住などを想定して情報提供している。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の下承を得る。続いて「12 若者の街中居住等促進に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料47ページから56ページまでの「若者の街中居住等促進事業（建築住宅課、企画政策課）【業務登録】」ほか4件について、資料に沿って説明を行う。

【池田委員】

学生の出身地等の調査はしないのか。

【大友係長】

今のところそこまでは考えていない。ニーズの把握のための個人情報の収集が主であり、個人個人の属性は今のところ調査の対象外としている。

【竹山副会長】

一般の世帯は、町内会に加入して煩雑な当番や役割があるが、それらもすることになるのか。

【大友係長】

町内にもこれからこの話を持っていく段階であるが、そういったことを面倒と考える人もいる一方で、昨今では絆とつながりも重視されつつある。高齢者と若者が互いの役割を果たしながら協力するということもあり得る。全くつながりがない中で入っていくことはあり得ないであろう。

【竹山副会長】

町内会費を取られるのが嫌だとか、広報もいらぬとか、もめたことがあったのでお聞きした。行事や清掃などは付き物であり、よいことばかりではない。都会のシェアハウスとは違う。

【勝俣課長】

地域の活性化が目的であるので、町内会等との連携は前提である。

【原野委員】

逆に、町内会側から、よく分からない人には入ってほしくないというところもあるかもしれない。

【大友係長】

協力を図っていく中で事業を進めていきたい。

【齋藤委員】

「高田地区」と限定しているが、高田の町家を想定しているのか。

【大友係長】

今回の事業は、高田地区を想定している。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の下承を得る。

議題(2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）

【大森会長】

「1 企業会計システムのリモートメンテナンス業務」について事務局に説明を求め

る。

【大友係長】

資料59ページの「企業会計システムのリモートメンテナンス業務（ガス水道局総務課）【コンピュータ結合廃止】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。続いて「2 人事記録に関する業務」について事務局に説明を求める。

【工藤主任】

資料60ページの「人事記録管理業務（教育総務課）【業務登録廃止】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。続いて「3 指定管理者の指定に関する施設」について事務局に説明を求める。

【工藤主任】

資料61ページから66ページまでの「牧湯の里深山荘（観光振興課）【指定管理者登録】」ほか44件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。

議題(3) 特定個人情報保護評価について（諮問）

【小菅係長】

議事に先立ち、前回の会議で答申のあった住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の修正について報告する。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、続いて後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

議題(4) 個人情報保護制度に関わる条例の制定及び改正について（諮問）

【大森会長】

「1 上越市個人情報保護条例の改正」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料に基づき説明を行う。

【原野委員】

条例の改正案は資料に添付されているか。

【大友係長】

添付していない。本日は概要のみを諮問させていただいている。

【原野委員】

改正案は見せてもらえるのか。

【大友係長】

8月に会議の開催を考えているので、場合によっては見ていただくこととしたい。

【原野委員】

2(2)アについて、事後報告は行うこととするのか。

【大友係長】

そのように考えているので、その旨明示したい。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったなので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「2 (仮称) 上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったなので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

議題(5) その他

【大森会長】

事務局から連絡事項等はあるか。

【大友係長】

個人情報取扱業務等の諮問漏れへの対応について、資料に基づき説明を行う。

【高橋委員】

諮問漏れの対策は、二つの側面があると思う。一つは、諮問漏れを事前に防止する策であり、もう一つは、諮問漏れの個人情報の取扱いが継続されることの防止策である。私は先般から、諮問漏れの案件を報告案件として処理していることが適正なのかどうか疑問であると言っている。諮問をせず、報告だけでもよいのではないかと疑われるような処理の仕方ではないか。提案いただいたようにチェックして諮問漏れがあったときに、どう処理するのか。また報告とするのか、きちんと諮問の手続を取って審議会から答申を得ることにするのか。

【勝俣課長】

諮問せずに行っていた部分については審議会は関知しない、答申を受けた後の部分については審議会が認めたもの、という整理か。

【高橋委員】

報告ではなく、諮問されれば、私たちは責任を持って審議できる。しかし、報告を了承すれば、以前から行っていたことを了承したことになる。そういうことをしてもよいという根拠があると、諮問漏れについては、諮問しなくても、常に報告案件で処理できることになる。

【原野委員】

高橋委員が言っているのは、諮問漏れがあった場合に、報告案件とするのではなく、例えば「事後諮問案件」などの名称とした方がよいのではないかということか。

【高橋委員】

あるいは、諮問に近いもの、と言える。

【大森会長】

既に行っている案件についても諮問案件とすることは、現行条例の中で可能なのか。

【大友係長】

条例では、緊急性のあるとき以外は、諮問せず収集及び利用をしてはならないこととされている。チェックを働かせるためには、事後であっても報告するというのが自然な運用と考える。ただ、本来、諮問漏れがあってはならないという認識はもちろんあり、あくまで苦肉の策として報告案件とさせていただいているものである。

【大森会長】

運用で諮問にすることも可能ということか。

【大友係長】

条例の趣旨になじむかどうかは、検討が必要である。

【竹山副会長】

失念はずっと報告案件として処理されてきたが、悪く考えれば、報告とした方がよいのでわざとそうした、ということがもしあると困る。失念による報告案件が多くなると、何のための審議会なのか分からなくなる。

【梅澤委員】

意識啓発を進めることが一番であると思うが。

【大森会長】

審議会の申合せということで、諮問と同等に扱うということは可能か。

【大友係長】

その考え方がなじむかどうか、検討は必要である。

【大森会長】

事業そのものについては審議しないにしても、個人情報の取扱いについては、既に収集した情報をどうするかなど、審議する余地がある場合があると思われる。その辺りをもう一度整理して、次回以降の会議でお示しいただきたい。

【竹山副会長】

諮問と報告の線引きが厳しくなれば、「漏らしたら大変」という意識付けになり、漏れも少なくなるきっかけにもなるのではないか。

【勝俣課長】

検討する。

【大森会長】

この件については、審議を持ち越しとする。

【大友係長】

次回の会議は、8月上旬頃に開催させていただきたい。その際に、可能であれば条例の改正案もお示ししたい。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。